

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について (通達)

平成25年10月2日警察庁丙生企発第115号、警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て、(参考送付)庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

(概要)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号。以下「改正法」という。)及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成25年国家公安委員会規則第12号。以下「改正規則」という。)が平成25年10月3日(改正法の一部規定については平成25年7月23日)より施行されることに伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第85号)の解釈及び運用を示し、各都道府県警察に対して適切な対応を指示するものである。

内容については、おおむね次のとおりである。

【凡例】

法 : 改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律
施行令 : ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成12年政令第467号)
規則 : 改正規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則

記

第1 法の目的(法第1条関係)

法は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資すること」を目的としている。これは、ストーカー行為等が、その相手方に不安を覚えさせ、生活の安全と平穩を害する行為であるとともに、次第に行為が悪質化して凶悪犯罪にまで発展しかねないものであることを捉え、犯罪等の被害の発生を防止する観点からストーカー行為等の規制を行うことを明らかにしたものである。

第2 規制の対象(法第2条関係)

法の規制の対象となるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」である。

1 つきまとい等(法第2条第1項)

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、法第2条第1項各号の行為をすることをいう。

(1) 行為の目的

「好意の感情」とは、好きな気持ち、親愛感のことをいう。「充足する目的」で行うものとしていることから、相手方にそれが受け入れられること、それにこたえて何らかの行動を取ることを望むものであることが必要となる。恋愛感情のほか、女優等に対するあこがれの感情等が含まれるものと解される。

「怨恨の感情」とは、恨み、憎しみの感情である。好意の感情が満たされなかつ

たことに対する怨恨の感情であることから、自分の好意が相手に受け入れられないためにその好意の感情が怨恨の感情に転化したものであることが必要となる。

なお、これらの感情は男女間に限って抱かれるものではないが、不特定の者の中の一人に対して向けられた感情ではなく、特定の者に向けられた特別な感情を抱いている必要がある。

(2) 行為の対象者

「特定の者」とは、好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を抱かれている者である。

「社会生活において密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)」とは、「特定の者」の身上、安全等を配慮する立場にある者であり、その者のために「特定の者」に対する好意の感情が満たされない、又は、その者に対して嫌がらせを行うことによって「特定の者」を心理的に圧迫し、その意思決定を左右しかねないというような場合が該当すると解される。具体的には、その恋人、友人、職場の上司等が考えられる。

(3) 具体的行為

ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること(第1号)

「見張り」とは、一定時間継続的に動静を見守ることをいう。

「押し掛け」とは、住居等の平穏が害されるような態様で行われる訪問であって社会通念上容認されないものをいう。

なお、この「押し掛け」時に被害者が在宅しているか否かは問わない。

イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと(第2号)

「その行動」であることから、告げるなどする相手方、すなわち、好意の感情等を向けている特定の者に対して告げるなどする場合は当該特定の者の、密接関係者に対して告げるなどする場合は当該密接関係者の行動に関する事項となる。

「監視していると思わせるような事項」を告げたと認定するためには、行為の相手方の行動を監視していると思わせるような程度に至ることが必要である。

「告げる」とは、相手方に直接伝達することである。その方法について限定はなく、口頭、文書(手紙、張り紙等)による伝達のほか、電子メールを送信する方法も含まれる(第7号及び第8号において同じ。)

「その知り得る状態に置く」とは、直接相手方に伝達するものではないものの、相手方が日常生活において了知し得る範囲内に到達させることをいう(第7号及び第8号において同じ。)

ウ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること(第3号)

(ア) 一般的事項

「義務のないこと」とは、およそ問題となっているような要求をすることが第三者からみて不当であると評価できるものと解される。

要求の手段は限定されておらず、口頭、文書(手紙、張り紙等)による伝達

のほか、電子メールを送信して行う場合も対象となる。

(イ) 義務の有無

基本的に、真に「義務のないこと」と言えるのかどうかについて慎重に検討する必要がある。

(ウ) 正当な権利

実際に債権を有し、要求することについて行為者が正当な権利を有していると言える場合であっても、当該権利の濫用に当たる場合には、「義務のないことを行うことを要求する」に該当すると認められる。

エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること（第4号）

「著しく粗野な言動」とは、場所柄をわきまえない、相応の礼儀を守らないぶしつけな言動又は動作のうち、一般人から見て放置できない程度に強度な場合をいい、「乱暴な言動」とは、不当に荒々しい言語動作であって、刑法（明治40年法律第45号）にいう暴行脅迫に至らないものを含むと解される。

「著しく粗野又は乱暴な言動」の手段について特に限定はない。

オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること（第5号）

(ア) 「電話をかけて何も告げず」

「電話をかけて何も告げず」とは、行為の相手方に電話をかけ、その相手方が電話に出たにもかかわらず、何も言わないことであり、「電話をかけて何も言わないで沈黙を保つ」という行為のほか、「電話をかけて何も言わないで切る」という行為も含むものと解される。ただし、一旦は「電話がつながる」という状態が確保されることが必要であると解される。

(イ) 「拒まれたにもかかわらず」

「拒まれた」こと、すなわち、行為の相手方が電話をかけられることなどを拒絶していることが必要となる。この拒絶には黙示のものも含まれるが、行為者が拒絶を認識していることが必要である。

(ウ) 「連続して」

「連続して」とは、「短時間や短期間に何度も」という意味であり、具体的には個々の事案により判断されることとなる。

なお、電話やファクシミリ、電子メールの内容は、どのようなものでもよい。

(イ) 「電話をかけ」

「電話をかけ」とは通話状態となる必要はなく、着信拒否設定により音が鳴らない場合においても、着信履歴から連続して電話をかけたことが認められれば、「電話をかけ」に該当するものと解する。

(オ) 「電子メールを送信すること」

「電子メール」とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号の電子メールと同様であり、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線そ

の他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号。）であって、

その全部若しくは一部においてSMTP（シンプル・メール・トランスファー・プロトコル）が用いられる通信方式を用いるもの、又は携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるものをいうと解される。にはパソコン・携帯電話端末によるEメールのほか、Yahoo!メールやGmailといったウェブメールサービスを利用したものが含まれ、にはSMS（ショート・メッセージ・サービス。携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号宛てに送信できるサービスをいう。）が含まれるものと解されるが、例えば、Facebookやmixi等におけるメッセージ機能等のうち上記又はに該当しないものであれば、「電子メール」には含まれないものと解される。

また、「電子メールを送信すること」については、受信拒否設定をしていたり、電子メールの着信音が鳴らない設定にしたりしているなどのために、個々の電子メールの着信の時点で、相手方である受信者がそのことを認識し得ない状態であっても、受信履歴等から電子メールが送信されたことを受信者が認識し得るのであれば、「電子メールを送信すること」に該当するものと解される。

カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと（第6号）

「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」とは、ひどく不快に感じさせ、又は不愉快に感じさせるような物であるが、社会通念上、客観的にそのように評価できる物であることが必要であると解される。

キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと（第7号）

「名誉を害する事項」とは、対象者の社会的評価を害し、名誉感情を害する事柄を告げる等すれば足り、事実を摘示することまでは要しないと考えられる。

ク その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと（第8号）

「性的羞恥心を害する」とは、望んでもいないのに性的に恥ずかしいと思う気持ちを起こさせて精神の平穩を害することをいい、刑法にいう「わいせつ」にまで至らないものも含まれると解される。

また、行為の相手方だけの性的羞恥心を害するものであっても対象となると解される。

2 ストーカー行為（法第2条第2項）

(1) 「反復してすること」

「ストーカー行為」とは、つきまとい等を反復してすることである（法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）

法制定時は、法第3条に違反する警告、禁止命令等の行政規制と刑事罰とのバラ

ンス、人権への配慮等法の慎重な運用が強く求められていたことから、法第2条第1項の同一の号のつきまとい等を反復した場合にストーカー行為が成立するものとして運用していた。しかし、「ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項の「ストーカー行為」とは、同条第1項第1号から第8号までに掲げる「つきまとい等」のうち、いずれかの行為をすることを反復する行為をいい、特定の行為あるいは特定の号に掲げられた行為を反復する場合に限るものではないと解すべき」とする最高裁判所の判例(最高裁判所第二小法廷平成17年11月25日、平成16年(あ)第2571号、最高裁判所刑事判例集59巻9号1819頁)も示されており、被害者のより適切な保護に資するため、法第2条第1項各号に定められた行為が全体として反復したと認められれば、ストーカー行為が成立するものと解される。

- (2) 「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」

「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」とは、社会通念上、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害されるのではないかと、又は行動の自由が著しく害されるのではないかと相手方を心配させると評価できる程度のものである必要がある。

この方法は、相手方に直接向けられたならば不安を覚えさせる行為であると社会通念上認められるものであれば、相手方が不在時に行われた当該行為も含まれる。

第3 つきまとい等をして不安を覚えさせる行為の禁止(法第3条関係)

法第3条では、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせることを禁止している。どのような方法でつきまとい等が行われようが、その相手方が前記不安を覚えていれば、法第3条に違反したこととなる。

なお、行為が行われた時点では不安を覚えさせない場合、例えば、相手方が不在の場合の押し掛けや相手方に直接向けられていない粗野又は乱暴な言動が行われた場合であっても、後で相手方がこれらの言動を認識した時点で不安を覚えたときは、同様に法第3条違反となる。

第4 警告(法第4条関係)

1 警告の主体(法第10条第2項)

警告は、警告を求める旨の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき、又は住所が知れないときは居所。以下「住所等」という。)の所在地又は当該行為が行われた地(以下「事案関係地」という。)を管轄する警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)が行う。

申出人は、住所地以外の場所に居住していることがあることから、申出の便宜のため、また、警告により行為者に申出人の所在する場所を推察されないようにするため、申出人の居所や行為者の住所地を管轄する警察本部長等も警告をすることができることとされたものである。

このような趣旨に鑑み、事案関係地が複数都道府県にわたる場合における警告の主体の決定は、申出人の保護に最も資するのはどこかという観点から行わなければならない。

2 警告の申出等（法第4条第1項）

警告の申出の受理は、警察本部長等が規則第1条で規定する別記様式第1号の「警告申出書」の提出を受けることにより行われる。

3 警告の要件（法第4条第1項）

警告の申出があり、当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められることである。

法第3条の規定に違反する行為であるから、警告の申出をした者が身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えていることが必要となる。

4 警告の内容等（法第4条第1項）

警告は、「更に反復して当該行為をしてはならない旨」を伝達するものである。

「当該行為」とは、申出に係る法第3条に違反すると認められる行為である。

法制定時は、法第2条第1項各号の行為類型を基本に、実際に行われた各号の行為についてのみ警告を行うべきものとして運用していた。しかし、ストーカー行為について最高裁判所の判例も示されており、警告の内容となる「当該行為」を法第2条第1項に規定するすべての号に係る法第3条に違反すると認められる行為であると捉えることが申出人の保護に資することから、警告の申出をした者に対して法第2条第1項に規定するいずれかの号に該当する第3条に違反する行為があり、かつ反復のおそれが認められれば、第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を警告すること。

5 警告の方式（法第4条第1項）

警告は、規則第2条で規定する別記様式第2号の警告書を交付して行う。ただし、緊急を要し警告書を交付するいとまがない場合であって、当該警告の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

- (1) 警告を実施するに当たっては、警察署であれば警察署長の、警察本部であれば少なくとも警察本部担当課長の指揮を受けて行うこと。
- (2) 警告書の交付は、警告を受ける者に直接手渡すことを原則とする。警告を受ける者が他都道府県警察管内に居住している場合には、相互に連携をとり、警告の実施を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合には、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。

なお、警告の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、警告書を交付して警告したにもかかわらず、警告を受ける者が警告書を受け取らなかった場合であっても、既に警告は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。

6 口頭による警告（法第4条第1項）

口頭による警告は、既に警告をすることの決裁がなされている場合において、警告の申出をした者に対して正に警告の対象者が警告に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で警告を行った場合には、速やかに警告を受けた者に警告書を交付又は送付すること（警告書の日付は、口頭で警告を行った日とすること。）

7 警告に係る通知（法第4条第3項、第4項）

- (1) 警察本部長等が警告をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該警告の申出をした者に通知すること。

当該通知は書面によることを要しないが、当該申出をした者から書面による通知の申立てがあった場合には、警告を実施したことを明らかにする書面を交付すること。書面による通知は、書面を当該申出をした者に直接手渡すことを原則とする。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

- (2) 警察本部長等が警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告の申出をした者に規則第3条で規定する別記様式第3号の通知書により通知すること。

なお、通知書は原則として直接手渡すこととし、その際、当該申出をした者に対し口頭で当該通知の内容を説明するなど、警告をしなかったことについて理解が得られるよう努めること。直接手渡すことが困難な場合には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

8 都道府県公安委員会への報告（法第4条第5項）

都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に対する報告義務は、警告違反があった場合の禁止命令等を公安委員会が行うこととなっているため、聴聞、禁止命令等に関する事務が滞ることのないよう、制度上、必要な情報が公安委員会に伝達されるように設けられたものである。

第5 禁止命令等（法第5条関係）

1 禁止命令等の主体（法第10条第1項）

禁止命令等は、命令を受ける者が違反した警告に係る申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会が行う。

禁止命令等は、違反した場合に罰則が設けられていることから、その手続に慎重を期すため、公安委員会が行うこととされたものと解される。

申出人は、住所地以外の場所に居住していることがあることから、申出の便宜のため、また、禁止命令等により行為者に申出人の所在する場所を推察されないようにするため、申出人の居所や行為者の住所地を管轄する公安委員会も禁止命令等を行うことができることとされたものである。

このような趣旨に鑑み、事案関係地が複数都道府県にわたる場合における禁止命令

等の主体の決定は、申出人の保護に最も資するのはどこかという観点から行わなければならない。

2 禁止命令等の申出（法第5条第1項）

- (1) 禁止命令等は、警告に係る申出をした者の申出により、又は職権で行う。従来から禁止命令等は警告に係る申出をした者の申立てに基づいて、又は公安委員会としての独自の判断により行っていたが、改正法により、申出によっても禁止命令等を行うことができることが明確にされたものである。申出があった場合、禁止命令等をしたとき又はしなかったときは、速やかに当該申出をした者にその通知をしなければならない。

法第5条第1項の申出の受理は、公安委員会が規則第5条で規定する別記様式第4号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより行う。

- (2) 公安委員会は、職権により禁止命令等を行うことができ、禁止命令等の申出がある場合であっても、当該申出を受けている公安委員会とは異なる公安委員会が職権により禁止命令等を行うことができることに留意すること。ただ、その場合にも、申出人に対する禁止命令等の通知を行うこと。

3 禁止命令等の要件（法第5条第1項）

警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をしたこと、及び当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められることである。

「当該警告に係る第3条の規定に違反する行為」とは、警告が法第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を命ずることから、いずれの号に規定するつきまとい等が行われた場合であっても禁止命令等の対象となる。

警告の内容は「更に反復して当該行為をしてはならない」とあるが、これは、警告に違反して反復してすること、つまり、単に複数回繰り返すことを禁止するものではなく、警告の原因となった行為の反復と評価できないような新たなつきまとい等を行った場合には警告違反にならないことを明らかにしようとしたものと解される。したがって、原因となった行為の反復であると認められる場合には警告に係る法第3条の規定に違反する行為を1回でも行えば、警告に違反したことになる。原因となった行為の反復であると認められるかは、行為の時間的間隔、行為者の意思、行為の態様などを考慮して判断することとなる。

なお、警告の申出をした者に対する好意の感情を充足する目的で法第3条の規定に違反する行為を行ったため警告を受けた者が、当該警告を受けたことにより当該好意の感情が充足されなかったことに対する怨恨の感情を抱き、当該怨恨の感情を充足する目的で当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為を行った場合にも、後者の怨恨の感情は前者の好意の感情から生じたものであることから、やはり当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をしたことと解される。

4 禁止命令等の内容（法第5条第1項、第14条）

禁止命令等の内容は、「更に反復して当該行為をしてはならないこと」又は「更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項」である。

「当該行為」とは、警告に従わずに行われた法第2条第1項各号に規定する法第3

条の規定に違反する行為であるから、同項に規定するすべてのつきまとい等を禁止することとなる。

第2号の命令は、あくまで第1号の命令の実効性を担保するための補充的なものであり、第2号の命令のみを行う意味はない。

なお、第1号の命令については罰則の対象となっているが、第2号の命令については罰則の対象となっていない。

5 聴聞（法第5条第2項）

禁止命令等を行うに当たっては、事前手続として行政手続法（平成5年法律第88号）の聴聞を行うこととなっている。行政手続法第13条第1項の基準に従えば弁明の機会を付与すれば足りるものの、法で規制されているつきまとい等が日常生活において容易に行われるものを含んでいるため、特に手続に慎重を期するために聴聞を行うこととされたものと解される。

具体的な手続は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に従って行われることになるが、次のことに留意すること。

- (1) 聴聞は、非公開とすること。
- (2) 聴聞の主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められる警察職員のうちから指名されることとなるが（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第2項）、禁止命令等に係る聴聞については、警察職員のうちから指名することが望ましい。

主宰者の指名は、あらかじめ特定の者を指定しておくことが望ましいが、警察職員のうちから指名する場合には、原則として、警視以上の階級の者の中から指名しておくこと。

6 禁止命令等の方式（法第5条第1項）

禁止命令等は、規則第6条に規定する別記様式第5号の禁止等命令書を交付することによって行う。

- (1) 禁止等命令書の交付は、禁止命令等を受ける者に直接手渡すことを原則とする。禁止命令等を受ける者が他の都道府県警察管内に居住している場合は、相互に連携を取り、禁止等命令書の交付を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合には、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。

なお、禁止命令等の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、禁止等命令書を交付して警告したにもかかわらず、禁止命令等を受ける者が禁止等命令書を受け取らなかった場合であっても、既に禁止命令等は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。

- (2) 禁止等命令書の交付に当たっては、禁止命令等を受ける者に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき取消訴訟の提起ができる旨を書面で教示する必要があることに留意すること。

7 禁止命令等に係る通知（法第5条第4項、第5項）

- (1) 禁止命令等の申出を受けた公安委員会は、禁止命令等をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該申出をした者に通知すること。
当該通知は書面によることを要しないが、当該申出をした者から書面による通知の申立てがあった場合には、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付すること。書面による通知は、書面を当該申出をした者に直接手渡すことを原則とする。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。
- (2) 禁止命令等の申出を受けた公安委員会は、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及び理由を当該申出をした者に規則第7条に規定する別記様式第6号の通知書により通知すること。通知書は原則として直接手渡すこととし、その際、当該申出をした者に対し口頭で当該通知の内容を説明するなど、禁止命令等をしなかったことについて当該申出をした者の理解が得られるよう努めること。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。
- (3) 公安委員会が職権により禁止命令等を行う場合にあっては、通知をすることは法律上求められていないが、当該禁止命令等に係る事案に関する警告の申出をした者に対し、(1)に準じて禁止命令等を実施した旨を通知するよう努めること。

第6 仮の命令（法第6条関係）

警告の申出を受けた場合に、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、警告に代えて仮の命令が行われることとなる。同一の事実について警告と仮の命令を同時に行うことはできない。

また、同一事案について同一の者に複数の警察本部長等が警告又は仮の命令を行うことのないよう、法第6条第2項が設けられている。

1 仮の命令の主体（法第10条第2項）

警告の主体と同様、警告の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等が行う。

2 仮の命令の要件（法第6条第1項）

警告の申出があり、当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為（法第2条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認められることである。

警告と異なり、仮の命令を受ける者は法第2条第1項第1号に掲げる行為に係る法第3条の規定に違反する行為をした者に限定されている。

「緊急の必要がある」とは、行為の態様、頻度、期間及び警告の申出をした者の心

理状態等から判断して、当該申出をした者の権利・自由に対する侵害の発生を防止するためには、警告、聴聞等の手続を経ずに禁止命令等を行う必要があると認められる場合であると解される。

この緊急の必要性の判断は、慎重に行わなければならない。正に申出人に危険が迫っている場合には、申出人に対する何らかの犯罪が成立していることも考えられるため、行為者を検挙し隔離することにも配慮すること。

3 仮の命令の内容（法第6条第1項）

仮の命令の内容は、「更に反復して当該行為をしてはならない」ことである。

「当該行為」とは、警告及び禁止等命令書の内容と同様に、警告の申出に係る法第3条の規定に違反する行為と解することが適当であるから、法第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を命ずることとする。

なお、禁止命令等のように、「更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項」を命ずることはできない。

4 仮の命令の方式（法第6条第1項）

仮の命令は、規則第8条で規定する別記様式第7号の仮命令書を交付して行う。

- (1) 仮の命令は、その趣旨に鑑み、仮の命令を実施するために必要な事実の調査を速やかに行うこと。
- (2) 仮の命令を実施するに当たっては、警察署であれば警察署長の、警察本部であれば少なくとも警察本部担当課長の指揮を受けて行うこと。
- (3) 仮命令書の交付は、仮の命令を受ける者に直接手渡すことを原則とする。仮の命令を受ける者が他の都道府県警察管内に居住している場合は、相互に連携を取り、仮命令書の交付を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合は、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。

なお、仮の命令の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、仮命令書を交付して仮の命令をしたにもかかわらず、仮の命令を受ける者が仮命令書を受け取らなかった場合であっても、既に仮の命令は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。

- (4) 仮命令書の交付に当たっては、仮の命令を受ける者に対し、仮の命令の効力がある期間に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定による審査請求ができる旨、また、行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき取消訴訟の提起ができる旨、それぞれ、書面で教示する必要があることに留意すること。
- (5) 仮の命令を実施した際には、当該仮の命令に係る警告の申出をした者に対し、仮の命令を実施した旨を通知すること。

5 口頭による仮の命令（法第6条第1項）

口頭による仮の命令は、口頭による警告と同様、既に仮の命令をすることの決裁がなされている場合において、警告の申出をした者に対して正に仮の命令の対象者が仮の命令に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で仮の命令を行った場合には、速やかに仮の命令を受けた者に仮命令書

を交付又は送付すること（仮命令書の日付は、口頭で警告を行った日とすること。）

6 仮の命令の効力（法第6条第3項、第5項、第7項、第9項）

仮の命令を行う緊急の必要性と命令を受ける者の権利保護を考慮して、仮の命令の効力は、これが行われた日から起算して15日間に限定され、その間に公安委員会が意見の聴取を行い、その結果当該仮の命令が不当でない認められるときは禁止命令等が行われ、そうでない場合は、当該仮の命令の効力が失わされることとなっている。

7 公安委員会への報告（法第6条第4項）

警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容等を公安委員会に報告しなければならないこととされている。

当該報告義務は、公安委員会が15日以内に意見の聴取を行い、禁止命令等を行うか仮の命令の効力を失わせなければならないことから、これらの事務が滞りなく行われるように設けられたものと解される。「直ちに」とあるのは、警告を行った場合に「速やかに」報告することとされていることに鑑み、特に15日間にこれらの事務を処理しなければならないことから、「直ちに」とされたものであり、例えば、夜間に仮の命令を行った場合に、その夜のうちに報告することまでを求めるものではないと解される。

これらのことから、当該報告の受理については、警察本部担当課長等の専決事項とするなどにより、仮の命令後の意見聴取等に係る事務処理が迅速に行われるよう配慮すること。

8 意見の聴取（法第6条第5項、第6項、施行令第1条）

意見の聴取は、仮の命令を受けた者に仮の命令が不当でなかったかどうかについて意見陳述の機会を与えるものであり、仮の命令の事後手続であるとともに、その後に行われる禁止命令等の事前手続でもあると解される。

法第6条第7項において、意見の聴取の結果、仮の命令が不当でない認められるときは、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができるとされているのは、15日間という短期間に仮の命令が行われた時点で当該仮の命令が不当でないことが認められれば、同一内容の禁止命令等を行うのに改めて聴聞を行う必要はないとされたものと解される。したがって、意見の聴取においては、仮の命令の正当性、すなわち、仮の命令を行った時点において法第3条違反の事実があったか、反復のおそれが認定されるものであったか、緊急の必要が認められるものであったかについて審理されることとなる。

意見の聴取は、行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定が準用されているほか、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則に従って行うこととなるが、次のことに留意すること。

(1) 意見の聴取は、非公開とすること。

(2) 意見の聴取の主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識、経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから指名されることとなるが（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する意見の聴取の実施に関する規則第2条第2項）、警察職員のうちから指名することが望ましい。

主宰者の指名は、あらかじめ特定の者を指定しておくことが望ましいが、警察職員のうちから指名する場合には、原則として、警視以上の階級の者の中から指名しておくこと。

(3) 意見の聴取を行った結果、禁止命令等を行わない場合には、速やかに、その理由を警察庁生活安全局生活安全企画課に報告すること。

9 意見の聴取後に行われる禁止命令等（法第6条第7項、第8項）

意見の聴取の結果、仮の命令が不当でない認められた場合に行われる禁止命令等の内容は、当該禁止命令等が緊急の必要性を考慮して法第3条違反の事実が1回しかないにもかかわらず行うこととしたものであるため、仮の命令と同一の内容とすべきものと解される。

したがって、その内容は、法第2条第1項に規定するすべての号に係る法第3条違反を禁止するものに限定され、法第5条第1項第2号の命令を行うことはできないものと解される。

なお、法第6条第7項の規定により禁止命令等が行われたときは、仮の命令は効力を失うこととされている。

10 仮の命令を受けた者の所在が不明である場合の当該仮の命令の有効期間（法第6条第10項）

仮の命令を受けた者の所在が不明であるため、準用される行政手続法第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を掲示によって行う場合には、当該掲示の日から2週間を経過した日に通知が仮の命令を受けた者に到達したものとみなされることから、意見の聴取の期日は、当該通知の日から2週間を経過した日から相当な期間を経過した日に設定しなければならないため、法第6条第5項の規定にかかわらず、当該仮の命令をした日から15日経過した日以降に意見の聴取を行うこととなると解される。

したがって、この場合の仮の命令の有効期間は、15日以上になるものと解される。

第7 行政措置と捜査の優先判断

警告の申出に係る事案についてストーカー行為等その他の犯罪が成立している場合に、行政措置と捜査のいずれを優先させるかについては、当該申出をした者の意思を尊重しつつ決定することが必要である。被害者の意思を確認する際には、起きるかも知れない危険及び警察の行う保護対策について十分に説明を行い、被害届の提出を積極的に促すこと。また、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が大きいこと、及び行為者が被害者に対し強い執着心や支配意識を抱いていることなどに留意し、適切な対応を検討すること。

なお、捜査を先行し被疑者を逮捕した場合でも反復のおそれが認定できれば、被疑者を釈放する時点で警告を実施することも差し支えない。

第8 禁止命令等を行う公安委員会等（法第10条関係）

1 管轄権の所在

第4の1、第5の1及び第6の1のとおり、警告若しくは仮の命令をすることができる警察本部長等又は禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取をする

ことのできる公安委員会は、事案関係地を管轄する警察本部長等又は公安委員会とされている。

- (1) 「住所」とは、人が生活の本拠とする場所のことをいうと解される（民法（明治29年法律第89号）第22条）。

また、「居所」とは、人が多少継続して居住している場所であるが、その場所とその人との生活の結びつきが住所ほど密接でないものをいうと解される。

- (2) 申出人の「居所」については、特段の事情のない限り当該申出をした者が居所として申告したものをもち「居所」として取り扱うこととして差し支えない。
- (3) 行為者の住所については、当該行為者やその関係者からの聴取等により生活の本拠とする場所を特定すること。

「住所が日本国内にないとき」とは、生活の本拠が日本国外にある場合又は日本国内外いずれにもない場合をいい、例えば、海外で生活している行為者が、一時的に日本にいる相手方の元に押し掛けるような場合が想定される。「住所が知れないとき」とは、住所がどこであるのか、警察の調査によっても確知できない場合をいい、例えば行為者が知人宅等を転々とし、生活の本拠とする場所が一に特定できないような場合が想定される。

- (4) 「当該行為が行われた地」とは、つきまとい等であって、相手方に不安を覚えさせていると認められる行為を行った地である。待ち伏せる、押しかける、著しく粗野又は乱暴な言動をするなどの場合は当該行為を行った地、汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物等を送付した場合は当該物品を行為者が送付するための行為を行った地、電話をかける、電子メールを送信するなどの場合は、当該電話をかけ、電子メールを送信するための行為を行った地であると解される。

- (5) 申出人は、警告の申出をした後、所要の調査・手続を行っている間に居所を変えることがあるが、「居所の所在地を管轄する警察本部長等」とは、警告する時点において申出人又は行為者がまさに居住している居所の所在地を管轄する警察本部長等を指し、以前の居所の所在地を管轄する警察本部長等は、警告等の主体にはならない。これは、禁止命令等を行う公安委員会についても同様である。そのため、特に居所の所在地を管轄することを根拠に警告、聴聞、禁止命令等を実施する際は、把握している居所から変更はないか確実に申出人に対して確認をすること。

また、行為者に関しては、住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときに限り居所の所在地を管轄する警察本部長等が警告等の主体となるため、行為者の住所が判明すれば、居所の所在地を管轄する警察本部長等は警告等を行うことができないものと解される。そのため、行為者の居所の所在地を管轄する警察本部長等が警告等を実施する場合には、この点に留意すること。

2 事案に関する情報の共有

一の事案に関し、警告又は仮の命令について管轄権を有する警察本部長等や禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取について管轄権を有する公安委員会がそれぞれ複数存在することが想定されることから、申出を受けた都道府県警察は、当該事案における事案関係地を把握し、速やかに管轄権を有する都道府県警察と情報

を共有すること。

また、事案関係地の変更や追加があった場合には、これらの情報を認知した警察本部は、その連絡担当者を介し、他の関係する警察本部の連絡担当者全員に対し、速やかにその旨を連絡して情報の共有を図ること。

3 警告を行う警察本部長等の決定

- (1) 一の事案について警告又は仮の命令をする必要が認められた場合において、法第10条第2項の警察本部長等が複数存在するときは、申出人の意思、申出人等の安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、行為者の特性等を踏まえ、事案関係地が複数都道府県に所在する場合には関係都道府県警察間で調整を図り、当該事案に係る警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を決定すること。

また、複数の警察本部長等が同一の申出人から同一の事案について警告の申出を受理した場合も、同様とすること。

- (2) (1)に基づく決定がなされた後であっても管轄権を有する警察本部長等に変更・追加が生じたときはその都度、警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を変更する必要があるかについて、関係都道府県警察間で調整を図り、変更の必要があると認められる場合には、警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を新たに決定すること。
- (3) (1)及び(2)の結果、警告の申出を受けていない警察本部長等が当該申出に係る事案について警告又は仮の命令を行うべきこととなった場合には、当該申出をした者に再度警告の申出を行わせることなく、当該申出を受理した警察本部長等が当該申出に係る警告申出書及び関係書類等を、警告又は仮の命令を行うこととなった警察本部長等に送付することとし、当該送付を受けたことによって当該警察本部長等は当該申出をした者から警告の申出があったものと扱うこととする。この場合、警告の申出を受理した警察本部長等は、申出人にその旨連絡し、警告申出書等の送付を受けた警察本部長等は、当該警告申出書に受理番号を付すなどの受理手続を行うこと。

4 禁止命令等を行う公安委員会の決定

- (1) 一の事案について禁止命令等をする必要が認められた場合において、法第10条第1項の公安委員会が複数存在するときは3(1)と同様に、申出人の意思、申出人等の安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、行為者の特性等を踏まえ、関係都道府県警察間で調整を図り、当該事案に係る禁止命令等を行うべき公安委員会を決定すること。

管轄権を有する複数の公安委員会のうちの公安委員会が法第5条第1項の申出を受けている場合、当該申出を受けた公安委員会が禁止命令等を行うことを原則とするが、このような場合であっても、上述の各種事情を踏まえて禁止命令等を行うべき公安委員会を決定すること。

なお、当該申出を受けた公安委員会以外の公安委員会が職権で禁止命令等を行うべきことが決定されたときは、安全確保の観点等から職権により禁止命令等を行うことと判断した旨について当該申出をした者に対して説明を尽くすこと。

- (2) (1)に基づく決定がなされた後であっても管轄権を有する公安委員会に変更・追

加が生じたときはその都度、禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取を行うべき公安委員会について変更する必要があるかについて、関係都道府県警察間で調整を図り、変更の必要があると認められた場合には、禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取を行うべき公安委員会を新たに決定すること。

5 届出の受理に当たっての留意点

- (1) 事案関係地を管轄しない警察署に警告の申出があった場合であっても、当該警察署の属する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が法第10条第2項の警察本部長等であるときは、当該警察署において警視総監又は警察本部長名により申出を受理し、当該申出に係る事案の概要等を考慮して、警察本部の担当課の調整により申出に係る事案を処理するのに適切な所属に引き継ぐこと。
- (2) 警視総監又は道府県警察本部長が法第10条第2項の警察本部長等でないために(1)の取扱いができない場合は、事案関係地を管轄する都道府県警察と連携し、例えば、申出人の同意の下に警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等に代わって事情聴取を行うなど当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応を取ること。
- (3) 法第10条第1項の公安委員会でない公安委員会の管理する都道府県警察に法第5条第1項の申出があった場合は、当該申出に係る管轄を有する都道府県警察と連携し、例えば、申出人の同意の下に禁止命令等を行うべき公安委員会に代わって事情聴取を行うなど当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応を取ること。

6 警告若しくは仮の命令又は禁止命令等を行った際の留意点

- (1) 警告又は仮の命令が重複して行われることを防ぐため、事案関係地が複数都道府県にわたる事案について警察本部長等が警告又は仮の命令を行った場合には、事案関係地を管轄する都道府県警察に対し、速やかにその旨を連絡すること。
- (2) 禁止命令等が重複して行われることを防ぐため、事案関係地が複数都道府県にわたる事案について公安委員会が禁止命令等を行った場合には、事案関係地を管轄する都道府県警察に対し、速やかにその旨を連絡すること。

第9 警察本部長等の援助等

1 警察本部長等の援助（法第7条関係）

警察本部長等が、ストーカー行為又は法第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の被害者が自ら当該ストーカー行為等に係る被害を防止しようとする努力を支援する措置を講じるよう、法第7条の規定が設けられたものである。

(1) 援助の主体

援助の申出をした者等の住所には関係なく、援助を受けたい旨の申出があった場合には、当該申出に係る行為がストーカー行為等でないことが明らかなき、又は、当該申出を相当と認められない時を除き、申出のあった警察本部長等がこれを受理して援助を行うこととなる。ただし、援助の内容によっては、特定の警察本部長等が行うことが適当な場合もあるため、このような場合は、当該特定の警察本部長等が申出を受理し、援助を行うこととする。

ただし、規則第12条第2号における「申出に係るストーカー行為等をした者の氏

名及び住所その他の連絡先を教示すること」の援助を求める申出の場合は、当該申出に係るストーカー行為等について警告の申出又は告訴を受けている警察本部長等があれば当該警察本部長等が、同条第7号における「申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること」の援助を求める申出の場合は、当該申出に係る警告若しくは仮の命令を行った、又は、禁止命令等に関する事務を処理した警察本部長等が申出を受理することとする。

(2) 援助の要件

ストーカー行為等の相手方から援助を受けたい旨の申出があり、その申出が相当と認められることである。

申出の受理は、規則第11条で規定する別記様式第8号の援助申出書の提出を受けることにより行われる。

申出が相当と認められるとは、援助の規定が設けられた趣旨に照らし、当該申出を求める理由、内容が適当であると認められることと解される。すなわち、当該申出に係る行為がストーカー行為等でないことが明らかなきとき、又は行為者に対して仕返しするなどの援助の規定を悪用しようというものは、相当と認められないこととなる。

(3) 援助の内容

援助の内容は、次のとおりである。

- ア ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示（法第7条第1項）
- イ 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること（規則第12条第1号）
- ウ 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること（同条第2号）
- エ 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること（同条第3号）
- オ ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること（同条第4号）
- カ 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること（同条第5号）
- キ 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること（同条第6号）
- ク 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること（同条第7号）
- ケ その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために相当と認める援助を行うこと（同条第8号）

(4) 援助の実施

ア 援助の対象は、ストーカー行為等の被害者であるが、次の援助を受けたい旨の申出があった場合には、申出に係る行為が明らかにストーカー行為等に該当しない場合を除き、援助を行うこと。

被害を自ら防止するための措置の教示（法第7条第1項）

被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること（規則第12条第3号）

ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること（同条第4号）

防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること（同条第6号）

その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと（同条第8号。ただし、弁護士、医師の紹介等その場で対応できるものに限る。）

イ 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させる場合には（同条第5号）、援助の申出をした者に第三者を立ち合わせるとともに、警察職員に緊急の場合に対応できるよう待機させること。当該申出をした者が第三者を立ち合わせることができない場合は、両当事者の了解を得て警察職員に立ち合わせること。

ウ 警告等を実施したことを明らかにする書面（同条第7号）については、被害者が関係行政機関や事業者等に被害防止措置を要請する際に、被害者であることを明らかにすることで迅速な協力を得られるようにするためのものであることを踏まえ、特段の必要のない限り、警告等を受けた者の氏名、住所等の人定事項を記載しないこと。

(5) 関係行政機関等との連携（法第7条第2項）

警察本部長等が援助を行うに当たって、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならないこととされている。

関係行政機関又は関係のある公私の団体とは、ストーカー行為等の被害者に対する支援活動を行っている機関その他の被害防止に資する活動を行っている機関、団体である。ストーカー行為等の被害者に対する被害を防止するためには、警察による活動だけでは限界もあり、被害者に対する適切な支援を行うため、これらの機関等と連携を図っていくこと。

(6) 警察本部長等によるその他の措置（法第7条第3項）

援助のほか、事案に応じて被害者対策のための措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

すなわち、具体的な事案に応じて、被害者に対する防犯指導、パトロール強化等の警戒措置等ストーカー行為等の被害者に対する必要な措置を講じるものとする。

2 国、地方公共団体等の支援（法第8条関係）

ストーカー行為等の発生の防止、被害者の支援については、国、地方公共団体、関係事業者等がそれぞれの立場で必要な措置を講じていくことが重要であることから、法第8条の規定が設けられたものと解される。

(1) 国、地方公共団体（法第8条第1項、第2項）

国及び地方公共団体は、広報啓発活動、被害者の支援、民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならないこととされている。また、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するため

に必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

(2) 関係事業者（法第8条第3項）

ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとされている。具体的な措置を講じることを義務付けるものではないが、関係事業者は、被害者からの求めに応じて可能な範囲で必要な措置を講じていくべきものと解される。

(3) 地域住民（法第8条第4項）

ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとされている。(2)同様、具体的な措置を義務付けるほどのものではない。

第10 報告徴収等（法第9条関係）

警告、禁止命令等又は仮の命令を実施するために必要な報告徴収の規定が設けられている。

報告等を求める相手方は、法第3条の規定に違反した者又は警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者である。その他の関係者とは、法第3条の規定に違反する行為等に関する事実、背景等を知っている者、当該行為の実行に関係した者等と解される。

法第9条の規定により報告等を求められた者は、原則として報告すべき義務を負うものと解されるが、当該義務の履行を強制する方法はない。

第11 住所移転時の措置（法第10条及び規則第10条関係）

1 公安委員会の通知（法第10条第3項）

公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したとき、また、当該申出に係る第3条の規定に違反する行為をした者がその住所等を他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容等を当該他の公安委員会に通知することとされている。

ただし、公安委員会が、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する聴聞又は意見の聴取を終了している場合には、当該公安委員会が当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うこととなる。これは、公安委員会が聴聞又は意見の聴取が終了しているのであれば、他の公安委員会に禁止命令等に関する事務を引き継ぐよりも、当該公安委員会が禁止命令等を行う方が迅速に対応することができ、当該申出をした者の保護の観点から望ましいと考えられるためである。

なお、その管理する都道府県警察において警告又は仮の命令が行われていない公安委員会が、当該警告の申出をした者又は行為者の移転について認知した場合は、各都道府県警察の連絡担当者間で情報共有を図り、連携して対応すること。

2 住所又は居所の移転に関する届出（規則第10条）

警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を、現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察

署長に届け出なければならないこととされている。届出の方法は口頭等でもよい。当該申出をした者の保護のためには住所及び居所の確実な把握が肝要であることについて、当該申出をした者に説明を尽くすこと。

第12 罰則

1 ストーカー行為罪（法第13条関係）

ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。本罪は、親告罪となっている。

2 禁止命令等違反（法第14条関係）

禁止命令等違反の認定に当たっては、警告違反を認定する場合と同様に、当該違反に係る行為が禁止命令等の原因となった行為の反復であると評価できる場合に禁止命令等違反を認定すること。

(1) 第14条第1項

禁止命令等（第5条第1項第1号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

禁止命令等に違反してストーカー行為を行った場合であるから、禁止命令等を受けた者が、当該禁止命令等を受けた後に反復して当該禁止命令等に係るつきまとい等を行った場合の罰則である。

(2) 第14条第2項

禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

禁止命令等に違反してつきまとい等を行った場合において、当該禁止命令等の対象となった行為と命令違反の行為を通じて評価すると、結果としてストーカー行為が成立している場合の罰則である。

3 第15条違反

禁止命令等に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる。

禁止命令等に違反してもストーカー行為が成立しない場合、すなわち、法第2条第1項第1号から第4号の類型のつきまとい等を、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせない方法で行っていた場合にのみ成立する。

第13 適用上の留意事項

1 法の適切な運用（法第16条）

法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならないこととされている。法第2条第1項各号の行為の中には、日常生活において容易に行われやすいものも含まれており、法の運用いかんによっては人権侵害との非難を受けるおそれがあるため、法の適切な運用に留意すること。

なお、同一事案について警告が行われることをなくすほか、法の運用を効率的に行うための警告の申出の受理、警告の実施状況等法の運用に関する情報を、警察本部担

当課において一元管理すること。

2 個人情報の適切な取扱い

ストーカー行為者は相手方に強い執着心と支配意識を抱いていることが多く、相手方が住所等を変えた場合には、当該場所を探し出そうとする傾向にある。事案対応を通じて警察には多くの個人情報が保有されているが、被害者の氏名、住所及び居所については、被害者の生命・身体を保護する上で特に重要な個人情報であることを認識し、書類はもとよりのこと言動等においても被害者に係る情報等の扱いには十分留意すること。